

議案第 88 号

関市国民健康保険税条例の一部改正について

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 9 月 10 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(関市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 関市国民健康保険税条例（昭和33年関市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第20項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

第2条 関市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（上場株式に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第5条の7及び第9条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第9条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項を第9項とし、第12項を削り、第13項を第10項とする。

附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第11項とし、附則中第15項から第19項までを3項ずつ繰り上げ、第20項を削る。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は平成26年1月1日から、第2条の規定は平成29年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の関市国民健康保険税条例附則第20項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の関市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。